

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 3 6 号）が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布（第 2 1 3 回通常国会）され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

2 改正の概要

- （１） 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における課税限度額を現行の 2 2 万円から 2 4 万円に引き上げます。

【第 2 条第 3 項関係】

- （２） 国民健康保険税の減額規定において、後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の 2 2 万円から 2 4 万円に引き上げます。

【第 2 3 条第 1 項関係】

- （３） 国民健康保険税の減額規定において、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につき、被保険者の数に乗すべき金額を現行の 2 9 万円から 2 9 万 5 千円に引き上げ、軽減範囲を拡充します。

【第 2 3 条第 1 項第 2 号関係】

- （４） 国民健康保険税の減額規定において、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につき、被保険者の数に乗すべき金額を現行の 5 3 万 5 千円から 5 4 万 5 千円に引き上げ、軽減範囲を拡充します。

【第 2 3 条第 1 項第 3 号関係】

(5) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 この改正による税収の影響

(1) 後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引き上げによる税額の影響

	改正前	改正後	差引
限度超過世帯	120 世帯	99 世帯	△21 世帯
被保険者数	341 人	285 人	△56 人
限度超過額	26,179,487 円	23,991,639 円	△2,187,848 円

※限度超過世帯、限度超過額等が減少するため、課税額が2,187千円の増額となる試算をしております。

(2) 5割軽減及び2割軽減の範囲の拡充による税額への影響

		改正前	改正後	差引
5割軽減世帯	軽減世帯数	1,536 世帯	1,576 世帯	40 世帯
	被保険者数	2,532 人	2,591 人	59 人
	軽減税額	64,445,375 円	65,959,825 円	1,514,450 円
2割軽減世帯	軽減世帯数	1,293 世帯	1,303 世帯	10 世帯
	被保険者数	2,191 人	2,215 人	24 人
	軽減税額	21,962,080 円	22,185,960 円	223,880 円
軽減税額の合計		86,407,455 円	88,145,785 円	1,738,330 円

(3) 上表により、国民健康保険税全体で課税額は、約500千円の増額となる試算をしております。

※令和6年6月1日現在で、令和5年分所得により試算